

## 九州朝鮮学校無償化訴訟における最高裁不当決定に抗議する

2021年5月27日、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象に指定しなかったのは違法として、九州朝鮮中高級学校の卒業生68人が国を訴えていた訴訟で、最高裁第1小法廷（深山卓也裁判長）は学校側の上告を棄却した。昨2020年10月30日に、福岡地裁小倉支部に続いて、国の不指定は適法とした福岡高裁の2審判決が確定した。

差別と分断を許さず、日本国内で生活する外国人の権利確立を求め、多民族・多文化共生の社会の創造をめざしてきた平和フォーラムは、総身の怒りをもって抗議する。

第2次安倍政権は、成立間もない2013年2月20日、朝鮮学校が授業料無償化適用の根拠となる規定であった「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」第1条第1項2号の「各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの」の中の「(ハ) それ以外の高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの」を削除した。このことによって適正な運営が担保されているとしても朝鮮高校は授業料無償化の適用から排除されることとなった。この事実は、教育の機会均等を目的とした授業料無償化の理念に反する。

全国各地の朝鮮学校は、広く地域社会へ学校開放や授業参観などを実施し、民族教育への理解を求め、地域社会との交流を深めてきた。植民地支配の過去とその後の政治的確執が生んだ予断と偏見による根拠ない疑念を、子どもたちの権利侵害への理由にあげる暴挙は許しがたい。将来にわたって朝鮮学校には無償化を適用しないとする政府の政治的差別に、裁判所が追認を与えるこの決定は、いかなることがあっても許されない。

一方、このような政府の姿勢は、朝鮮幼稚園園児の幼保無償化措置からの排除や朝鮮大学生の学生支援緊急給付金制度からの排除など、様々な場面で表れている。旧植民地支配の態様を踏襲し、民族教育を排除し、日本人になれ、日本の学校に通えとする、きわめて傲慢な政治姿勢が根底にある。朝鮮半島における植民地支配と在日朝鮮人の歴史を一顧だにすることのない政治・司法を許すことは、敗戦後日本国憲法をもって「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」として、平和に生きることをアジア諸国に誓った日本人として恥ずべき事と考える。

平和フォーラムは、「朝鮮学園を支援する全国ネットワーク」に結集して、朝鮮学園に学ぶ子どもたちの教育権の保障にとりくんできた。全国各地で日本人社会に朝鮮学園と民族教育への理解者が増え続けている。裁判結果に怯むことなく、在日朝鮮人社会と連帯して、差別撤廃に向けてとりくみを強化する。

2021年5月31日

フォーラム平和・人権・環境

(平和フォーラム)

共同代表 藤本泰成